

学校給食についての大切なお知らせ

学校給食申込書の提出 をお願いします。

金沢市立小学校で児童のみなさんが学校給食を受ける場合に必要手続きについてお知らせします。

1 提出をお願いする書類

学校給食申込書 → 学校へ提出してください（学校から市へ送付されます）

一度手続きを行うと、金沢市立学校に在籍する間（中学校卒業まで）、進学・転校の際にあらためて手続きする必要はありません。

なお、事情により市が提供する給食の全部を食べない場合は、上記の書類を提出する必要はありません。

（学校給食停止等申出書により「給食1食分全てを停止する（毎日）」と申し込む方）

2 学校給食費の額について

令和8年4月から、金沢市立の小学校で給食費が無償化となりますので、保護者の皆様のご負担はありません。

3 給食の停止、再開について

給食申込後、保護者の方から申出がない限り、給食は停止しません。病気等の理由により連続して8日間以上給食を停止したい場合は、遅くとも停止する3日前（土日祝日を除く）までに学校へご連絡ください。

停止した給食を再開する場合も3日前までに学校へご連絡ください。

金沢市立の小学校に入学後、市立学校以外へ転校する場合は、停止の手続きは不要ですが、学校へすみやかにご連絡ください。

お問い合わせ先

金沢市教育委員会 教育総務課 学校給食係

電 話 076-220-2444

メール kyouiku_s@city.kanazawa.lg.jp